

## 「医療費のお知らせ」よくある質問

Q1：「医療費のお知らせ」を紛失した場合、再発行してもらえますか？

A1：再発行はできませんので、大切に保管してください。

Q2：「医療費のお知らせ」を活用して確定申告ができると聞きましたが、どのように手続きすればいいのですか？

A2：医療費のお知らせを活用した確定申告に係る具体的な手続きについては、国税庁のホームページをご確認いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

↓ ↓ 国税庁ホームページ 「№.1120 医療費を支払ったとき（医療費控除）」  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm>

↓ ↓ 国税庁ホームページ 「税についての相談窓口」  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm>

Q3：「医療費のお知らせ」を確定申告に使用したいのですが、令和4年の11月と12月の受診分が記載されていません。どうしたらよいですか？

A3：医療費のお知らせは、令和4年1月～令和4年12月に医療機関等から健保組合へ請求があつた医療費に基づき作成しております。受診から健保組合に請求書が届くまで、通常2か月程度の期間を要するため、医療費のお知らせには、令和3年11月～令和4年10月受診分までの記載となります。

令和4年11月、12月の受診分については、医療機関等の領収書に基づき「医療費控除の明細書」に加筆する必要があります。

詳細については、国税庁のホームページをご確認いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

Q4：受診したはずの医療機関の記載がありませんが、どうしてですか？

A4：医療機関からの請求が遅れている等の理由により、お知らせの対象期間に受診していても記載されていない場合があります。

Q5：「医療費のお知らせ」に記載されている「患者負担額または公費助成額」と医療機関等の窓口で支払った額が相違していますが、なぜですか？

A5：次のケースに該当する場合が考えられます。

- ① 医療費のお知らせの「患者負担額または公費助成額」は、1円単位で記載していますが、医療機関の窓口で実際に支払う額は、10円未満四捨五入とすることが法律によって定められているため、相違する場合があります。
- ② 自治体による医療費の助成がある場合等は、実際に支払った額が相違する場合があります。
- ③ 健康保険適用外の費用（差額ベッド、自費診療等）などは含まれません。

Q6：「医療費のお知らせ」に記載されている医療費に係る診療内容を教えてもらえますか？

A6：診療内容については、お答えすることができません。受診された医療機関にお尋ねください。